

地方消費者行政の拡充・強化を求める意見書

2023（令和5）年の消費生活相談件数は90万件を超え、消費者トラブルによる被害額の推計は過去最高となる約8.8兆円に達した。

増加する消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談体制の強化が不可欠であることから、国はこれまで、地方消費者行政推進交付金（旧地方消費者行政強化交付金）を交付し、地方の相談体制を下支えしてきた。

しかし、消費者行政推進事業に対する同交付金の交付は、2025（令和7）年度に多くの地方公共団体で期限を迎え、2027（令和9）年度には全ての地方公共団体で交付終了となる見込みである。

消費者問題の多様化・複雑化が進む中、地域に密着した地方公共団体の相談窓口などは、消費者を守る重要な役割を担っているが、交付金の終了により消費者被害の防止や早期解決に向けた体制が大きく後退するおそれがある。

また、行政機能を補完して消費者被害防止のための見守り活動や消費者への教育・啓発などを行っている各消費者団体の活動支援や、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の刷新及び消費生活相談のデジタル化などは、地方公共団体のためだけではなく、国が行う消費者行政に必要不可欠にもかかわらず、国による財政措置が講じられておらず、地方公共団体の財政に影響を与えている。

よって、国会及び政府においては、消費者の安全と信頼を確保し、持続可能な地方消費者行政を構築するため、下記の事項を速やかに実施するよう求める。

記

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すること。
- 2 消費者団体の活動支援や消費生活相談情報のPIO-NET登録事務など、国の行政機能を補完する消費者行政に係る費用については、地方財政法第10条を改正し、国による恒常的な財政措置を講じること。
- 3 PIO-NETの刷新及び消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用については、国が責任をもって財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）全議員